＜ホームページ公表＞

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和７年(2025年)２月６日（木）

北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 50 条第１項に基づき、指定障害福祉サービス事業者に対して、下記のとおり行政処分を行う。

記

１　対象事業者

名　　称	代　表　者	所　在　地
合同会社　北見ケアサポート幸陽	代表取締役　平山　秀幸	北見市とん田西町311番地17

２　対象事業所

名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
デイサービスせせらぎ	北見市とん田西町311番地17	生活介護(※)	平成27年(2015年)10月１日

※　主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うもの

３　処分内容

処分内容	処分の通知年月日	処分の効力発生年月日
指定の取消し	令和７年(2025年)２月６日	令和７年(2025年)３月６日

４　取消しの理由

事業者は、利用者にサービスを提供した際、所定の介護給付費を市町村に請求できるが、サービスの提供のない日に利用したように関係書類を改ざんし、市町村に請求していた。